



令和 6年 2月 5日

南房総市水道事業

南房総市長 石 井 裕 様

南房総市水道事業経営審議会

会長 石 井 教 宇

水道料金の改定について（答申）

令和5年7月28日付け南水第235号による諮問について、慎重に審議を行った結果、当審議会として意見が集約されたので、下記のとおり答申する。

なお、今後の水道事業の経営にあたり、審議の過程における意見を「付帯意見」としてまとめたので、引き続き「安全で安心な水の安定供給」に努め、より一層の経営努力をするよう申し添える。

記

水道事業は、市民生活や社会活動を支える重要なインフラで、安全で安心な水の安定供給が求められるライフラインである。

南房総市水道事業は、平成18年の町村合併に伴う創設以降、検針収納等業務委託や組織改編による職員削減のほか、企業債利息の削減など様々な企業努力により現行料金を維持してきた。

しかし、給水人口の減少や節水機器の普及などの社会的要因により、給水収益が減少する一方、先般の能登半島地震など、近年多発している自然災害への対応や、老朽化した浄水場や配水施設、石綿セメント管などの管路の更新、及び技術継承のための人材育成等、様々な課題に取り組まなければならない状況にある。

収支予測では、この先の収支は赤字が増大していき、老朽管の更新や施設の耐震化などを行う財源も不足する見込みである。

以上のことから、当審議会ではこうした状況を踏まえ、将来的に健全な経営を進めていく観点から、今後の水道料金体系と適正な料金のあり方について慎重に議論を重ね、次のとおり結論に達した。

第1 答申事項

1 料金改定

現在の水需要の動向、水道施設の状況、及び水道事業の経営状況、予測から判断すると水道料金の値上げはやむを得ない。

ただし、南房総市内では南房総市水道事業のほかに、三芳水道企業団より水道を供給している区域がある。同じ市内で料金格差が極力生じないよう、三芳水道企業団と十分な調整を行った上で料金改定を行うことが妥当である。

2 料金改定率

将来、施設の更新等に多額の費用が見込まれているが、これは災害対策や経営基盤の強化として必要不可欠な事業であると判断する。

よって、水道料金に一定の資産維持費を織り込む必要があるが、市民生活への影響を鑑みて平均で10%程度の引上げが妥当と判断する。

3 料金改定の時期

今後の経営状況から判断すると早急に料金改定を行う必要があるが、水道使用者に対しては十分な周知期間を確保した上で行うことが妥当である。

4 料金体系

高齢者の単身世帯など使用水量の少ない世帯や、地域の雇用を担う大口使用者の負担を増大させないように、従量料金の段階ごとの上昇率を考慮した料金体系とするのが妥当である。



第2 審議経過

以下の日程により審議会を開催し、諮問に対しての審議を行った。

第1回会議（令和5年7月28日（金） 午後1時30分～）

審議会委員委嘱状交付

議題

- (1) 会長・副会長の選任について
- (2) 諮問について
- (3) 審議会の公開・非公開について
- (4) 水道事業の現状と予測について
- (5) 今後のスケジュールについて

第2回会議（令和5年8月22日（火） 午後2時～）

議題

- (1) 水道事業の現状と予測（補足）について
- (2) 今後のスケジュールについて

第3回会議（令和5年10月13日（金） 午後1時30分～）

議題

- (1) 水道料金単価改定試算について

第4回会議（令和5年12月11日（月） 午後2時～）

議題

- (1) 水道料金単価改定について

第5回会議（令和6年1月29日（月） 午後1時30分～）

議題

- (1) 答申（案）について

第3 付帯意見

様々な策を講じることにより、当初の改定率から今回の改定率へと抑制に努めていることは、審議会として概ね評価するものであり、値上げはやむを得ないものと考ええる。しかし、それでも事業所や多人数世帯等への影響が大きく、また、生活困窮者世帯等への影響も懸念されるため、以下の点について意見を付す。

1 段階的な水道料金改定の検討について

給水人口の減少による水需要の減少や施設更新によって、将来の水道事業の経営状況は一層厳しくなると思われ、水道料金の値上げもやむを得ないと考ええる。

しかし、水道料金の大幅な値上げは、市民生活や事業活動に打撃を与え、市民全体に大きな影響が生じることとなる。

よって、市民の生活を守るためにも、概ね3年から5年ごとに料金の見直しを行い、大幅な値上げとならないように努められたい。

2 経営健全化の取組みについて

これまで取り組んできた経費削減の努力は評価するものであるが、今後も経費の削減や収益の確保等について検討し、水道事業の安定的な経営が維持できるよう、引き続き、経営健全化に努められたい。

3 計画的な施設及び管路等の更新について

施設や管路等の更新については、老朽化が進んでおり、長寿命化や耐震化を図る必要がある。また、有収率の向上、水道水の安定供給のためにも、水道料金への影響を考慮しながら更新計画を策定し、計画的な更新に努められたい。

4 市民への周知について

値上げに対する市民の理解が正しく得られるよう、具体的でわかりやすい資料の作成や丁寧な説明を行うなど、きめ細かな対応に努められたい。

以 上